

規約改正について

千曲川・犀川減災対策協議会規約改正について

1. オブザーバー名称の変更（第3条 別表-1）

役職名称の変更により、次のとおり改める。

（別表-1）

NHK 長野放送局

（変更前） 報道部長

↓

（変更後） コンテンツセンター長

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千曲川・犀川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所（防災情報課）が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年4月26日から施行する。

平成29年5月18日改正

平成30年5月8日第2回改正

平成31年4月24日第3回改正

令和2年6月11日第4回改正

令和3年3月11日第5回改正

令和3年6月2日第6回改正

令和4年5月12日第7回改正

令和5年 月 日第8回改正

別表－1

機 関 名	代 表 者
長 野 市	市 長
松 本 市	市 長
上 田 市	市 長
須 坂 市	市 長
中 野 市	市 長
大 町 市	市 長
飯 山 市	市 長
千 曲 市	市 長
安 曇 野 市	市 長
生 坂 村	村 長
池 田 町	町 長
松 川 村	村 長
坂 城 町	町 長
小 布 施 町	町 長
木 島 平 村	村 長
野 沢 温 泉 村	村 長
栄 村	村 長
長野地方気象台	気 象 台 長
中部森林管理局 北信森林管理署	署 長
長野県 危機管理部 危機管理防災課	危 機 管 理 防 災 課 長
長野県 環境部 生活排水課	生 活 排 水 課 長
長野県 農政部 農地整備課	農 地 整 備 課 長
長野県 林務部 森林づくり推進課	森 林 づ け り 推 進 課 長
長野県 建設部 河川課	河 川 課 長
長野県 建設部 砂防課	砂 防 課 長
長野県 建設部 都市・まちづくり課	都 市 ・ ま ち づ け り 課 長
長野県 建設部 建築住宅課	建 築 住 宅 課 長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 長野水源林整備事務所	所 長
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	事 務 所 長
北陸地方整備局 松本砂防事務所	事 務 所 長

北陸地方整備局 大町ダム管理所	管 理 所 長
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	事 務 所 長
[オブザーバー]	
関東農政局 農村振興部	洪水調節機能 強化対策官
東京電力リニューアブルパワー株式会社 犀川事業所	事 業 所 長
NHK長野放送局	コンテンツセンター長
信越放送株式会社	報 道 部 長
株式会社長野放送	報 道 部 長
株式会社テレビ信州	報 道 部 長
長野朝日放送株式会社	報道制作部長
長野県 警察本部 警備部 警備第二課	警備第二課長
陸上自衛隊 松本駐屯地 第13普通科連隊	第 2 科 長
東日本旅客鉄道株式会社 長野支社 総務部 安全企画室	室 長
長野電鉄株式会社	鉄道事業部長
しなの鉄道株式会社	運 輸 部 長
上田電鉄株式会社	常 務 取 締 役
アルピコ交通株式会社	鉄道事業部長

別表－2

機 関 名	幹 事 名
長 野 市	危機管理防災課長
松 本 市	消 防 防 災 課 長
上 田 市	危機管理防災課長
須 坂 市	危機管理担当課長
中 野 市	危 機 管 理 課 長
大 町 市	危 機 管 理 課 長
飯 山 市	危機管理防災課長
千 曲 市	危機管理防災課長
安 曇 野 市	危 機 管 理 課 長
生 坂 村	総 務 課 長
池 田 町	総 務 課 長

松川村	総務課長
坂城町	建設課長
小布施町	総務課長
木島平村	総務課長
野沢温泉村	総務課長
栄村	総務課長
長野地方気象台	防災管理官
中部森林管理局 北信森林管理署	次長
長野県 危機管理部 危機管理防災課	防災係長
長野県 環境部 生活排水課	企画幹
長野県 農政部 農地整備課	企画幹
長野県 林務部 森林づくり推進課	治山係長
長野県 建設部 河川課	企画幹
長野県 建設部 砂防課	企画幹
長野県 建設部 都市・まちづくり課	企画幹
長野県 建設部 建築住宅課	課長補佐兼 指導審査係長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	所長
森林整備センター 長野水源林整備事務所	
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	副所長（技）
北陸地方整備局 松本砂防事務所	副所長（技）
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管理係長
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	副所長（技）

信濃川水系（信濃川上流）流域治水協議会改正について

1. オブザーバー名称の変更（第3条 別表-1）

役職名称の変更により、次のとおり改める。

（別表-1）

NHK 長野放送局

（変更前） 報道部長

↓

（変更後） コンテンツセンター長

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 規約

(設置、名称)

第1条 本会は、信濃川水系における信濃川上流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称し、これを設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川水系(信濃川上流)流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(全体協議会の構成)

第3条 協議会に全体協議会を置く。

- 2 全体協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 3 全体協議会に幹事会を置く。幹事は、別表2の職にある者をもって構成する。幹事会は、全体協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析及び調整を行うことを目的とし、結果について全体協議会へ報告する。
- 4 全体協議会及び幹事会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項及び第2項によるもののほか、全体協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1及び別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(圏域等協議会の構成)

第4条 協議会に圏域等協議会を置く。

- 2 圏域等協議会は、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び長野県内10圏域の大規模氾濫減災協議会のうち、佐久圏域、上田圏域、松本圏域、大町圏域、長野圏域、北信圏域の協議会の構成機関をもって構成する。

(全体協議会の実施事項)

第5条 全体協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 信濃川水系(信濃川上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 その他、流域治水に関して必要な事項。

(圏域等協議会の実施事項)

第6条 圏域等協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 二 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 三 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 全体協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては全体協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を全体協議会へ報告することにより公開と見なす。
- 3 圏域等協議会の公表については、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会で別に定めるものとする。

(協議会資料等の公表)

第8条 全体協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、全体協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 全体協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した各会員、各機関の確認を得た後、公表するものとする。
- 3 圏域等協議会の資料及び議事等については、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会で別に定めるものとする。

(事務局)

第9条 全体協議会の事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所及び長野県河川課が行う。

- 2 圏域等協議会の事務局は、第4条第2項に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の事務局が兼ねるものとし、各会員、各機関と調整を図りながら運営を行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

第11条 本規約は、令和3年3月11日より実施する。

令和4年2月 9日改正

令和5年 月 日改正

別表 1

機 関 名			代 表 者	
長	野	市	市	長
松	本	市	市	長
上	田	市	市	長
須	坂	市	市	長
小	諸	市	市	長
中	野	市	市	長
大	町	市	市	長
飯	山	市	市	長
塩	尻	市	市	長
佐	久	市	市	長
千	曲	市	市	長
東	御	市	市	長
安	曇野	市	市	長
小	海	町	町	長
佐	久穂	町	町	長
川	上	村	村	長
南	牧	村	村	長
南	相木	村	村	長
北	相木	村	村	長
軽	井沢	町	町	長
御	代田	町	町	長
立	科	町	町	長
長	和	町	町	長
青	木	村	村	長
麻	績	村	村	長
生	坂	村	村	長
山	形	村	村	長
朝	日	村	村	長
筑	北	村	村	長
池	田	町	町	長
松	川	村	村	長
坂	城	町	町	長
小	布施	町	町	長
高	山	村	村	長

山ノ内町
木島平村
野沢温泉村
信濃町
飯綱町
小川村
栄村

関東農政局 農村振興部

中部森林管理局 北信森林管理署

中部森林管理局 中信森林管理署

中部森林管理局 東信森林管理署

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター長野水源林整備事務所

長野県 環境部 生活排水課

長野県 農政部 農地整備課

長野県 林務部 森林づくり推進課

長野県 建設部 砂防課

長野県 建設部 都市・まちづくり課

長野県 建設部 建築住宅課

長野県 佐久建設事務所

長野県 上田建設事務所

長野県 松本建設事務所

長野県 安曇野建設事務所

長野県 大町建設事務所

長野県 千曲建設事務所

長野県 須坂建設事務所

長野県 長野建設事務所

長野県 北信建設事務所

関東地方整備局 利根川水系砂防事務所

北陸地方整備局 大町ダム管理所

北陸地方整備局 湯沢砂防事務所

北陸地方整備局 松本砂防事務所

長野地方气象台

長野県 建設部 河川課

北陸地方整備局 千曲川河川事務所

町 長
村 長
村 長
町 長
町 長
村 長
村 長

地方参事官（各省調整）

署 長

署 長

署 長

所 長

課 長

課 長

課 長

課 長

課 長

技監兼課長

事務所長

管理所長

事務所長

事務所長

气象台長

課 長

事務所長

<p>[オブザーバー]</p> <p>信州大学工学部水環境・土木工学科</p> <p>信州大学工学部水環境・土木工学科</p> <p>NHK長野放送局</p> <p>信越放送株式会社</p> <p>株式会社長野放送</p> <p>株式会社テレビ信州</p> <p>長野朝日放送株式会社</p>	<p>吉谷純一教授</p> <p>豊田政史准教授</p> <p>コンテンツセンター長</p> <p>報道部長</p> <p>報道部長</p> <p>報道部長</p> <p>報道制作部長</p>
--	--

別表 2

機 関 名	幹 事
長 野 市	河 川 課 長
松 本 市	建 設 総 務 課 長
上 田 市	土 木 課 長
須 坂 市	道 路 河 川 課 長
小 諸 市	建 設 課 長
中 野 市	道 路 河 川 課 長
大 町 市	建 設 課 長
飯 山 市	道 路 河 川 課 長
塩 尻 市	建 設 課 長
佐 久 市	土 木 課 長
千 曲 市	建 設 課 長
東 御 市	建 設 課 長
安 曇 野 市	監 理 課 長
小 海 町	産 業 建 設 課 長
佐 久 穂 町	建 設 課 長
川 上 村	産 業 建 設 課 長
南 牧 村	産 業 建 設 課 長
南 相 木 村	振 興 課 長
北 相 木 村	経 済 建 設 課 長
軽 井 沢 町	地 域 整 備 課 長
御 代 田 町	建 設 水 道 課 長
立 科 町	建 設 環 境 課 長
長 和 町	建 設 水 道 課 長
青 木 村	建 設 農 林 課 長

麻 績 村
生 坂 村
山 形 村
朝 日 村
筑 北 村
池 田 町
松 川 村
坂 城 町
小 布 施 町
高 山 村
山 ノ 内 町
木 島 平 村
野 沢 温 泉 村
信 濃 町
飯 綱 町
小 川 村
栄 村

関東農政局 農村振興部

中部森林管理局 北信森林管理署

中部森林管理局 中信森林管理署

中部森林管理局 東信森林管理署

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター長野水源林整備事務所

長野県 環境部 生活排水課

長野県 農政部 農地整備課

長野県 林務部 森林づくり推進課

長野県 建設部 砂防課

長野県 建設部 都市・まちづくり課

長野県 建設部 建築住宅課

長野県 佐久建設事務所

長野県 上田建設事務所

長野県 松本建設事務所

長野県 安曇野建設事務所

長野県 大町建設事務所

長野県 千曲建設事務所

長野県 須坂建設事務所

振興課長

振興課長

建設水道課長

建設環境課長

建設課長

建設水道課長

建設水道課長

建設課長

建設水道課長

建設水道課長

建設水道課長

建設課長

建設水道課長

建設水道課長

建設水道課長

建設経済課長

建設課長

洪水調節機能強化対策官

次 長

次 長

次 長

所 長

企 画 幹

企 画 幹

企 画 幹

企 画 幹

企 画 幹

課長補佐兼指導審査係長

整備課長

整備課長

計画調査課長

整備課長

整備・建築課長

整備課長

整備課長

長野県 長野建設事務所
長野県 北信建設事務所
関東地方整備局 利根川水系砂防事務所
北陸地方整備局 大町ダム管理所
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所
北陸地方整備局 松本砂防事務所
長野地方気象台
長野県 建設部 河川課
北陸地方整備局 千曲川河川事務所

計画調査課長
整備課長
副所長（技）
管理係長
副所長（技）
副所長（技）
防災管理官
企画幹
副所長（技）